

就業不能

健康上の理由で、長期にわたり仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができないときは、場合によって、就業不能保険IV（IV）から経済援助を受けることが可能ですIV。IVは金銭だけではなく、受給者の再雇用や社会復帰のための支援もおこなっています。

就業不能保険

就業不能保険IV（IV）は国が管轄しています。成人は、ほとんどの場合、就業不能保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、会社がその半額を負担しなければなりません。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについてはお住まいの地域の社会保険局Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA（Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA）までお問い合わせください。

就業不能保険の適用

健康上（身体的および精神的）の理由で一年以上仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができない場合は、IVを受け取ることができますIV。IVは年金のかたちで毎月支払われます。これは、被保険者の就業が、怪我や病気が原因で難しいと判断された場合のみに限ります。またIVでは、受給者が再雇用につくための支援もしていますIV。IVの受給申請は居住地の社会保険局で行います。

補足給付

IVの援助を受けてもまだ生活が困難な場合は、補足給付Ergänzungsleistungen（Ergänzungsleistungen）の制度があります。申請は居住地の社会保険局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/social-security/invalidity